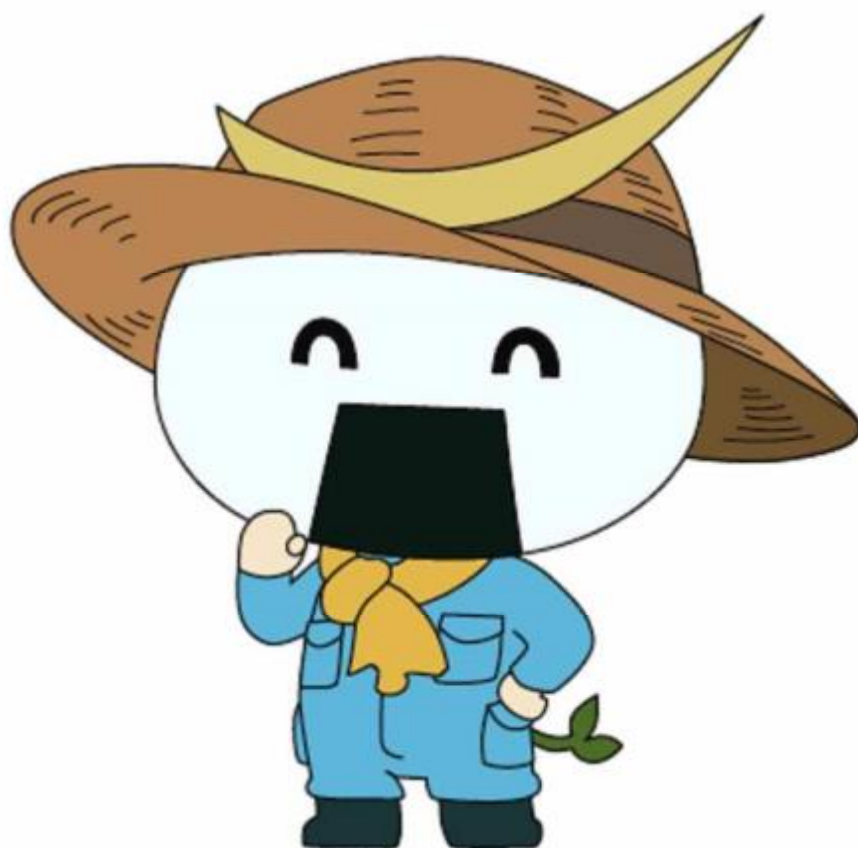


みやぎの農業施策 ガイドブック

【 令和7年度 】



©宮城県・旭プロダクション

宮 城 県

農政部ホームページアドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/37.html>

農業施策ガイドブック一覧

項目			事業名	担当課	復興 関連	ページ
1 農業を 始めたい	(1)	農業を始めるには	就農相談	農業振興課		1
	(2)	農業に参加したい(企業)	民間企業等の農業参入相談窓口、みやぎ大規模園芸施設立地奨励金	農業振興課、園芸推進課		2
	(3)	農業を学びたい	新規就農者等基礎研修(ニューファーマーズカレッジ)、新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資事業)	農業振興課		4
	(4)	農業経営を開始したい	青年等就農計画認定制度、新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資事業)、青年等就農資金	農業振興課		5
2 農地等の 生産基盤を 整えたい	(1)	農業用水を良くしたい、農地の排水を良くしたい	水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設整備型、排水対策特別型)、ため池整備事業、用排水施設等整備事業(湛水防除事業)	農村振興課、農村整備課、農村防災対策室		7
	(2)	農作業が効率的に行えるように農地を整備したい	農地整備事業(経営体育成型)、農地中間管理機構関連農地整備事業、経営体育成促進事業、農地耕作条件改善事業	農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		8
	(3)	水田を活用し高収益作物を導入したい	農地整備事業(経営体育成型)、農地耕作条件改善事業	農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		10
	(4)	用排水施設の維持管理を行いたい	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)、水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型)、土地改良施設維持管理適正化事業、土地改良施設機能診断事業、県営造成施設管理体制整備促進事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農地耕作条件改善事業	農村振興課、農村整備課		11
	(5)	農業用ため池に安全施設を設置したい	農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、豊かなる里保全整備事業、緊急自然災害防止対策事業債	農村防災対策室、農村整備課、農山漁村なりわい課		13
	(6)	農地を借りるなどして規模拡大したい	農地中間管理事業	農業振興課		15
	(7)	農作物を鳥獣被害から守りたい	鳥獣被害防止総合対策交付金	農山漁村なりわい課		16
3 施設・機械等 を整備したい。 規模を拡大 したい。	(1)	野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を始めたい、規模拡大を図りたい	園芸特産重点強化整備事業、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業、大規模園芸経営体育成事業、山の幸振興総合対策事業、林業・木材産業循環成長対策交付金、園芸作物サプライチェーン構築事業、はたけまるごと産地形成事業、強い農業づくり総合支援交付金、産地発展促進事業、水田活用による園芸作物拡大・定着促進事業	園芸推進課、みやぎ米推進課、林業振興課		17
	(2)	水稲の直播栽培を行いたい	大規模水稲直播栽培団地育成事業、みやぎの水田農業改革支援事業	みやぎ米推進課		25
	(3)	水田で、麦・大豆・飼料作物等を栽培したい	みやぎの水田農業改革支援事業、強い農業づくり総合支援交付金	みやぎ米推進課、畜産課		26
	(4)	畜産経営の規模を拡大したい	草地畜産基盤整備事業、強い農業づくり総合支援交付金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、家畜導入事業、肉用牛経営安定対策補完事業、優良繁殖雌牛更新加速化事業(肉用牛)、県産飼料増産プロジェクト推進事業	畜産課		27
	(5)	食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい	中小企業施設設備復旧支援事業、中小企業等グループ施策等復旧整備補助事業	食産業振興課	○	30
	(6)	農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備を行いたい	農地利用効率化等支援交付金、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業、ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)、酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)(楽酪GO事業)、酪農暑熱対策推進事業	農業振興課、畜産課		31
4 新しい技術や 情報を 知りたい	(1)	農業に関する最新の試験研究成果を学びたい	農業関係試験研究機関における研究成果の紹介	農業振興課、畜産課		34
	(2)	農業に関する出前講座を受けたい	みやぎ出前講座	総務部 広報課		35
	(3)	県種雄牛・種雄豚の精液を購入したい	精液の配布(販売)	畜産課		36
	(4)	食品加工技術などに関する技術的な支援や試験研究について知りたい	産業技術総合センターによる支援	経済商工観光部 新産業振興課		37
5 農産物の安全・安心や環境 にやさしい農業 を進めたい	(1)	「みどり認定」を取得したい	環境負荷低減事業活動実施計画等認定制度	農業政策室		38
	(2)	「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の認証を受けたい	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度	みやぎ米推進課		39
	(3)	有機農業に関する相談をしたい	みやぎの有機農業等推進事業	みやぎ米推進課		40
	(4)	環境保全型農業への支援策について知りたい	環境保全型農業直接支援対策	みやぎ米推進課		41
	(5)	GAP(農林産物)に取り組みたい	宮城県農業生産工程管理推進事業交付金	みやぎ米推進課、林業振興課		42
	(6)	畜産GAPに取り組みたい	GAP認証取得推進事業(畜産物)	畜産課		43
	(7)	農村の生活環境を整備したい	農業集落排水事業、農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業)、地域用水環境整備事業	農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		44
	(8)	多面的機能支払交付金について知りたい	多面的機能支払交付金	農山漁村なりわい課		46
6 経営を安定・ 強化したい	(1)	経営を改善したい(経営管理)	経営管理への支援(農業改良普及センターによる支援)	農業振興課		47
	(2)	認定農業者になるには	経営改善計画認定制度	農業振興課		48
	(3)	野菜、果樹の価格が低落した時の補償制度に加入したい	青果物価格安定制度	園芸推進課		49
	(4)	牛・豚の価格が低下した時に所得を安定させるための制度に加入したい	肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン事業)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン事業)	畜産課		50
	(5)	万一の災害に備えるための補償制度に加入したい	農業共済制度	農政総務課		51
	(6)	農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい	農業経営収入保険制度	農政総務課		52
	(7)	中山間地域で農業を行っている人たちへの支援策について知りたい	農村集落基盤再編・整備事業(中山間総合整備事業)、中山間地域等直接支払交付金	農村振興課、農山漁村なりわい課		53

農業施策ガイドブック一覧

		項目	事業名	担当課	復興 関連	ページ
6 経営を安定・強化したい	(8)	経営所得安定対策等の概要について知りたい	経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金	みやぎ米推進課		54
	(9)	法人を設立したい	宮城県担い手育成総合支援協議会、宮城県農業会議、農業改良普及センターによる支援	農業振興課		56
	(10)	施設園芸の燃料価格高騰に備えたい	施設園芸等燃料価格高騰対策	園芸推進課		57
	(11)	若手人材を確保したい	ものづくり企業奨学金返還支援事業	産業人材対策課		58
7 農産物の加工や販売を強化したい	(1)	アグリビジネスに取り組みたい	(公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業、アグリビジネスに係る県の施設整備事業	農業振興課、園芸推進課		59
	(2)	商品づくりや販路拡大に取り組みたい	みやぎの食材バリューチェーン展開プロジェクト、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業、みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業	食産業振興課、畜産課 みやぎ米推進課		61
	(3)	食品製造業の経営力強化に取組みたい	食品製造業経営力強化サポート事業	食産業振興課		64
	(4)	首都圏等での販路拡大に取り組みたい	中小企業販路開拓総合支援事業	経済商工観光部 中小企業支援室		65
	(5)	大都市等での物産展やイベントを通じて生産物のPRや販売を行いたい	県外の物産展、宮城県産品アンテナコーナー、OMO物産展、魅力創出版売会	食産業振興課		66
	(6)	海外に輸出したい(1)	海外ビジネス相談窓口	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		67
		海外に輸出したい(2)	県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業	経済商工観光部 国際ビジネス推進室	○	68
		海外に輸出したい(3)	国際ビジネス推進コーディネーターによる貿易相談、ジェトロ仙台による支援(貿易相談、海外見本市、海外バイヤーとの商談会)	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		69
		海外に輸出したい(4)	海外事務所による支援	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		70
		海外に輸出したい(5)	海外での市場調査等への支援(中小企業販路開拓総合支援事業)	経済商工観光部 中小企業支援室		71
	(7)	展示イベント等を開催したい	夢メッセみやぎ(みやぎ産業交流センター)でのイベント開催	経済商工観光部 国際政策課		72
	(8)	農商工連携に取り組みたい	農商工等連携促進法に基づく支援	経済商工観光部 富県宮城推進室		73
	(9)	農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の支援措置を知りたい	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画	農業政策室		74
	(10)	6次産業化に取り組みたい	六次産業化・地産地消法に基づく支援	農山漁村なりわい課		75
	(11)	雇用の維持・確保に努めたい	事業復興型雇用創出助成金(中小企業型、住宅支援費)	経済商工観光部 雇用対策課	○	76
	(12)	経営に必要な金融、税務、経理などの指導・経営改善のための助言を受けたい	(公財)みやぎ産業振興機構による支援、商工会議所・商工会・県による経営診断・助言	経済商工観光部 商工金融課 中小企業支援室		77
	(13)	情報化に関するアドバイスを受けたい	(公財)みやぎ産業振興機構による支援(専門家派遣事業、相談窓口の開設)	経済商工観光部 中小企業支援室		78
	(14)	デジタル化に取り組みたい	中小企業等デジタル化支援事業(アドバイザー派遣・デジタル化導入補助)	経済商工観光部 中小企業支援室		79
	(15)	食材王国みやぎ地産地消推進店に登録したい	地産地消推進店登録事業	食産業振興課		80
	(16)	商品づくり・販路拡大に向けた戦略を学びたい	首都圏等における「県産品が売れる仕組みづくり戦略確立事業	食産業振興課		81
	(17)	県内の食関連事業者と連携したビジネスがしたい	食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト(みやぎLFP)推進事業	食産業振興課		82
8 都市と農村の交流活動に取り組みたい	(1)	農泊など都市と農村の交流活動に取り組みたい	都市と農山漁村の交流拡大事業、みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業	農山漁村なりわい課		83
	(2)	農山漁村地域の活性化に取り組みたい	農山漁村活性化法に基づく支援(農山漁村振興交付金)	農山漁村なりわい課		84
	(3)	市民農園を開設したい	特定農地貸付方式、農園利用方式	農業振興課		86
	(4)	農山漁村集落活動を活性化させたい	多様な人材による地域づくり支援事業	農山漁村なりわい課		88
9 資金	(1)	農業の制度資金を借りたい	農業者向け制度資金	農業振興課		89
	(2)	農業信用保証保険制度について知りたい	農業信用基金協会	農業振興課		90
	(3)	こんな時に利用できる資金一覧	農業制度資金	農業振興課		91
10 放射能関係	(1)	農畜産物の放射性物質の測定結果を知りたい	測定結果の公表	園芸推進課、畜産課	○	92
	(2)	野生鳥獣肉の放射性物質の測定結果を知りたい	測定結果の公表	農山漁村なりわい課		93
11 相談窓口	(1)	農業に関する相談窓口	農政部の主な業務と連絡先 その他連絡先	農業政策室		94

1 (1) 農業を始めるには

農業を始めてみたいが、さて、どんな作物をつくるか、どこで農業を始めるか、技術や知識を教えてくれるところはあるのか、どんな就農支援施策があるのかなど、様々な不安や疑問に対するご相談に応じています。

宮城県内で農業を始めたいとお考えの方は、相談窓口である「宮城県農業経営・就農支援センター」にご相談ください。県をはじめ、様々な機関と連絡をとりながら、あなたの就農をお手伝いします！

1 農業に意欲と目標を持つ

農業を始める際には、意欲的な取組姿勢が大切です。また、将来どのような農業をやりたいのか目標を立てておきます。

2 やりたい農業のイメージを固める

何を作るのか、どんなところで農業をやりたいのか、家族の協力は得られるのか、イメージを明確に持ちましょう。

3 関係機関に就農相談をする

まずは、気軽に相談してみましょう。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 就農全般について | → 宮城県農業経営・就農支援センター |
| ・ 県の就農支援策について | → 宮城県農政部農業振興課 |
| ・ 各地域の農業の特徴について | → 各農業改良普及センター |
| ・ 農地取得や就農受入支援について | → 各市町村、農業委員会等 |

なお、毎月第2、第4水曜日は宮城県仙台合同庁舎で定例就農相談会を開催しています。詳しくは、宮城県農業経営・就農支援センター（(公社)みやぎ農業振興公社）にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・ (公社)みやぎ農業振興公社（宮城県農業経営・就農支援センター 相談窓口）
Email : s-sodan@miyagi-agri.com 電話 : 022-342-9190
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階
- ・ 宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話 : 022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 Email : nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- ・ 各農業改良普及センター（宮城県農業経営・就農支援センター サテライト窓口）

1（2）農業に参入したい（企業）

県では、市町村等と連携しながら、地域の新たな担い手として期待している企業の農業参入をお手伝いしています。

1 農業経営を行いたい

①農地を使用する場合

◆今の法人形態のままで農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 業務執行役員又は重要な使用人が、1人以上農業に常時従事すること。

◆農地所有適格法人を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

②農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

2 農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

3 宮城県の農業参入に係る支援制度

○みやぎ大規模施設園芸立地奨励金(園芸推進課)

事業実施主体	内 容	補助率
県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人	【事業内容】 ・県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人に対して、投下固定資産額及び新規雇用者に応じて、奨励金を交付するもの。 【事業要件】 次の要件をすべて満たすことが必要。 ・大規模園芸施設の施設面積が、新設の場合、太陽光利用型で10,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。増設の場合、太陽光利用型で5,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。 ・投下固定資産額が、新設の場合5億円以上、増設の場合2億円以上であること。 ・新規雇用者が、新設の場合、正社員1人以上かつパートタイム労働者10人以上、増設の場合、パートタイム労働者5人以上であること。	交付額＝投下固定資産額×(基礎交付最大8%＋加算最大2%) 補助上限2億円

○上記奨励金以外にも、施設・機械等の整備に係る補助金はありますので、他ページを参照ください。

問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2833
- ・宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班 e-mail:enegi-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2723
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階
- ・(一社)宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階 電話:022-275-9164
- ・各地方振興事務所農業振興部調整指導班、北部地方振興事務所栗原地域事務所地域調整班、東部地方振興事務所登米地域事務所地域調整班、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班

1 (3) 農業を学びたい

農業を始めるには、作物の生産から販売まで、様々な知識や技術を身に付けるために自分にあった方法で学習することが必要です。農業は、農畜産物の生産から加工・販売まで様々なことを行う総合的な産業です。生産技術や施設・農業機械の整備、経営知識等について、農業を始める前に多くのことを吸収しておくことが大切です。

1 農業研修を行う

○新規就農者等基礎研修（ニューファーマーズカレッジ）で学ぶ

実際に農作業体験を行い、「農業という職業が自分にあるか」などを見極めることもできる農業チャレンジクラスと、野菜を中心とした実践技術を学ぶ農業マスタークラスがあります。詳しくは、宮城県農業大学校にお問い合わせください。

○宮城県農業大学校で学ぶ

水田経営学部、園芸学部、畜産学部、アグリビジネス学部の4学部があり、実践的な知識や技術の基礎から応用までを体系的・総合的に2年間の課程で学ぶ専修学校です。

○先進的な農業経営者から学ぶ

県の設定した先進的な農家や農業法人で、実務に従事しながら技術や経営を学ぶ研修への支援や、欧米の先進農業を学ぶ海外研修制度などがあります。詳しくは、各農業改良普及センターまたは県農業振興課にお問い合わせください。

2 研修中の資金の確保

○就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）の生活安定を支援するため、年間最大150万円を交付する制度です。

【主な要件】

- ① 就農予定時の年齢が原則49歳以下
 - ② 独立・自営就農または雇用就農又は親元での就農（親元就農の場合は5年以内に経営継承又は独立・自営就農）を目指すこと（研修終了後1年以内に就農しない場合は返還）。
 - ③ 研修計画が別に定める基準に適合していること。
 - ④ 常勤の雇用契約を結んでいないこと。
 - ⑤ 原則として、前年度世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。
- ※その他要件がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・（公社）みやぎ農業振興公社（宮城県農業経営・就農支援センター 相談窓口）

Email: s-sodan@miyagi-agri.com 電話: 022-342-9190

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階

- ・宮城県農業大学校

電話: 022-383-8138

〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺1

Email: noudai@pref.miyagi.lg.jp

- ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班

電話: 022-211-2836

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階

Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp

- ・各農業改良普及センター（宮城県農業経営・就農支援センター サテライト窓口）

1 (4) 農業経営を開始したい

農業の場合、経営が軌道に乗るまでが技術面、資金面で不安定な時期となります。このような時期を支援するために、青年等就農計画認定制度があり、認定されることにより様々な支援措置を受けられます。

1 青年等就農計画認定制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画が、市町村の基本構想に照らして適正であり、その計画の達成される見込みが確実である場合に、市町村がその計画を認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じる制度です。

認定新規就農者は、経営開始資金、青年等就農資金（「9 資金(3) こんな時に利用できる資金一覧」にも記載があります。）等による支援の対象となります。

【青年等就農計画の対象者】

- ① 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- ③ 上記の者が役員の過半数を占める法人

※ これから農業経営を開始しようとする方の他、農業経営を開始して 5 年を経過していない人も含みます。

2 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後（3 年以内）の経営確立を支援するため、年間最大 150 万円を交付する制度です。

【主な要件】

- ① 独立自営就農時の年齢が原則 49 歳以下の認定新規就農者
 - ② 以下の要件を満たす独立自営就農であること。
 - ・ 農地の所有権又は利用権を有していること。
 - ・ 主要な農業機械・施設を所有または借用していること。
 - ・ 生産物や生産資材等を自身の名義で出荷・取引すること。
 - ・ 農産物等の売上や経費支出等の経営収支を、自身名義の通帳・帳簿で管理すること。
 - ・ 経営を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。
 - ③ 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと。または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ④ 原則として、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が 600 万円以下であること。
- ※ その他要件がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

3 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する事業です。

詳しい内容は、宮城公式ウェブサイト「新規就農に関する情報」のページを御確認ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/shinkisyunou.html>)

4 青年等就農資金

認定新規就農者が農業経営を開始するにあたり、必要な資金を実質無担保・無保証人、無利子で借受できます（日本政策金融公庫の資金です）。

【資金概要】

- ① 貸付対象者：認定新規就農者
- ② 貸付限度額：3,700万円（特認1億円）
- ③ 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

【資金の使途】

下記のものに必要な資金について借受可能です。

- ① 農地・牧野の改良、造成
 - ② 農地・採草放牧地の賃借権等
 - ③ 果樹の植栽、育成
 - ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成
 - ⑤ 家畜の購入、育成
 - ⑥ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得
 - ⑦ 創立費、開業費等に計上し得る費用
 - ⑧ 農薬費、肥料費、飼料費等
 - ⑨ 農舎、畜舎、農機具及び運搬機具等の改良、造成、取得
 - ⑩ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の改良、造成、取得
- ※ 農地の取得に必要な資金には活用できません。

お問い合わせ・相談窓口

- ・（公社）みやぎ農業振興公社（宮城県農業経営・就農支援センター 相談窓口）

Email: s-sodan@miyagi-agri.com 電話：022-342-9190

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階

- ・ 宮城県農政部農業振興課農業人材育成班

電話：022-211-2836

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階

Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp

- ・ 各農業改良普及センター（宮城県農業経営・就農支援センター サテライト窓口）

2 (1) 農業用水を良くしたい、農地の排水を良くしたい

農業用の排水施設の新設、改修を行うため、次のような事業を実施しています。

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）

1 事業内容	ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の基幹的な排水施設の新設・改修 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	受益面積がおおむね 200ha 以上、かつ末端支配面積おおむね 100ha 以上

水利施設等保全高度化事業（排水対策特別型）

1 事業内容	収益性の高い水田営農の確立を図るため、農業用排水施設の新設・改修 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	受益面積がおおむね 20ha 以上、かつ湛水を来す水田又は常時地下水が高い水田の割合が受益面積の 50%以上

ため池整備事業（旧県営ため池等整備事業）

1 事業内容	ため池及び附帯施設の改修・新設・廃止等 [補助率：大規模 国 55%、県 28%、小規模 国 50(55)% 県 29%、33%] ()は中山間等
2 採択要件	大規模 受益面積 100ha 以上、総事業費 8 千万円以上 小規模 受益面積 2ha 以上、総事業費 8 百万円以上

用排水施設等整備事業（湛水防除事業）

1 事業内容	湛水被害を防止するための排水機、排水樋門、排水路等の新設・改修 [補助率：大規模 国 55%、県 37%、小規模 国 50(55)%、県 37%] ()は中山間等
2 採択要件	大規模 受益面積 400ha 以上、総事業費 5 億円以上 小規模 受益面積 30ha 以上、総事業費 5 千万円以上

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部 農村振興課 地域計画班

e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp

電 話 : 022-211-2862

農村整備課 水利施設保全班

e-mail : nosonseis@pref.miyagi.lg.jp

電 話 : 022-211-2876

農村防災対策室 防災対策班

e-mail : nouboub@pref.miyagi.lg.jp

電 話 : 022-211-2875

農村防災対策室 ため池対策班

e-mail : noubout@pref.miyagi.lg.jp

電 話 : 022-211-2703

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

宮城県庁 11 階

・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

２（２） 農作業が効率的に行えるように農地を整備したい

農地等の生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備や、地域農業の中心となる効率的・安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、次のような事業を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）

【ハード事業】	農地整備事業（経営体育成型） [補助率：国 50(55)％、県 27.5％]（ ）は中山間等
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 採択要件	①受益面積が 20ha 以上であること。中山間地域においては 10ha 以上であること。 ②当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ③当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

農地中間管理機構関連農地整備事業

【ハード事業】	農地中間管理機構関連農地整備事業 [補助率：国 62.5％、県 27.5％]
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 要件	①事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること。 ②中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から 15 年以上あること。 ③各団地の合計面積（事業実施範囲）が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。 ⇒一定規模：平場 10ha 以上、中山間地域 5ha 以上 ⇒一定要件：平場 1ha 以上、中山間地域 0.5ha 以上の連担化 ④担い手への農用地の集団化が相当程度図られること ⇒8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化 ⇒集積率及び集約化率がいずれも概ね 50 ポイント以上向上 ⑤本事業の実施により事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。 ⇒事業完了後 5 年以内（果樹は 10 年以内）に事業施行区域における収益性が 20%以上

農業経営高度化支援事業

【ソフト事業】	農業経営高度化支援事業
1 事業内容	[補助率：国 50(55)％、県 25(22.5)％]（ ）は中山間等
高度土地利用調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援
農地集積促進事業	担い手への集積率に応じてハード事業費の 5.5～8.5％の促進費を交付
農地集積促進事業 (集約化加算)	担い手への集積率集約化加算に応じてハード事業費の 1.0～4.0％の促進費を交付
耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水、不陸等への対応、暗渠の維持管理等、農地の条件整備に対する支援
2 採択要件	①対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ②対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

経営体育成促進事業

1 事業内容	対象事業の年度事業費の 5 / 6 以内に相当する額の無利子資金の貸付
2 採択要件	農村振興課ホームページ http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/ をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

農地耕作条件改善事業

「2 (3) 水田を活用し高収益作物を導入したい (P. 10)」を参照。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
 - 農村整備課ほ場整備班 e-mail : nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
 - 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2862
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

2 (3) 水田を活用し高収益作物を導入したい

地域の特性を活かした収益性の高い作物の導入に向け、水田の汎用化・畑地化等、農業生産基盤の整備を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）

「2 (2) 農作業が効率的に行えるように農地を整備したい (P. 8)」を参照。

農地耕作条件改善事業

1 事業内容	区画拡大、暗渠排水、農業用排水施設整備等
2 採択要件	1 農振農用地のうち地域計画を策定した区域。 2 農地中間管理機構との連携概要、農地耕作条件改善計画を作成すること。 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上。 4 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上。 《農地集積促進支援》 上記1から4に加えて以下のもの。 5 地域内農地集積促進計画を作成すること。 《高収益作物転換等支援》 上記1から4に加えて以下のもの。 6 高収益作物転換促進計画を作成すること。 7 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。 《スマート農業導入支援》 上記1から4に加えて以下のもの。 8 スマート農業導入推進計画を作成すること。 9 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施すること。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
- 農村整備課ほ場整備班 e-mail : nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
- 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2862

- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

２（４）用排水施設の維持管理を行いたい

農業水利施設の整備補修や長寿命化などの維持管理に対する助成を行っています。

水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

1 事業内容	・ 国営及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定 [補助率：国100%] ・ 機能保全計画に基づく対策工事 [補助率：国50%、県29%]
2 採択要件	・ 既存施設の有効活用を図るもので施設機能の向上を主な目的としないもの ・ 受益面積が100ha以上

水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）

1 事業内容	・ 団体営土地改良事業等により造成された施設に関する機能保全計画の策定 [補助率：国 50%、県 14%] ・ 機能保全計画に基づく対策工事 [補助率：国 50%、県 14%]
2 採択要件	【機能保全計画策定】 ・ 末端支配面積 100ha 以上で予防的対策が有効と見込まれるもの 【対策工事】 ・ 受益面積が 100ha 以上 （機能保全計画を当事業以外で作成している場合は 10ha 以上）

土地改良施設維持管理適正化事業

1 事業内容	・ 土地改良区等が行う土地改良施設の定期的な整備補修の実施整備補修事業（一般型） [補助率：国 30%、県 30%] ・ 防災・減災、施設の省エネルギー化等を図るために必要な施設整備防災減災機能等強化事業 [補助率：国 50%、県 20%]
2 採択要件	【共通】 ・ 土地改良区機能強化支援事業により診断指導を受けた農業水利施設、又は国営造成水利施設保全対策指導事業により機能診断を行い、機能保全のための必要な対策方法を策定した農業水利施設 【整備補修事業（一般型）】 ・ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設で 1 地区当たりの事業費が 200 万円以上 【防災減災機能等強化事業】 ・ 1 地区当たりの事業費が 100 万円以上

土地改良施設機能診断事業

1 事業内容	・ 経年変化により機能低下が懸念される農業水利施設を対象に機能診断を行い、整備補修年次計画策定と小規模な整備補修の実施 [補助率：県 30%、市町村 30%]
2 採択要件	・ 土地改良事業等で造成した受益面積 10ha 以上の施設 ・ 1 地区当たりの事業費が 170 万円以上（複数施設可）

県営造成施設管理体制整備促進事業

1 事業内容	・ 県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設を管理する土地改良区等を対象に管理体制の整備のための管理費補助 [補助率：県50%以内、市町村50%以上]
2 採択要件	【対象地区】 ・ 県営造成施設で土地改良区の受益地であること 【対象施設】 ・ 受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設

農業水路等長寿命化・防災減災事業

1 事業内容	・ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能診断、機能保全計画の策定、施設の長寿命化や省力化に資する対策の実施 〔補助率：【団体営】対策工事 国50%、県14% 機能保全計画策定 国100%〕
2 採択要件	【ハード対策】 ・ 総事業費200万円以上 ・ 受益者数2者以上（受益面積要件なし） ・ 事業期間3年以内 【ソフト対策】 ・ 事業期間1年以内

農地耕作条件改善事業

1 事業内容	・ 用排水施設の更新、改修 [補助率：【団体営】国50%、県14%]
2 採択要件	・ 総事業費200万円以上 ・ 受益者数2者以上

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail:nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ 農村整備課水利施設保全班 e-mail:nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail:nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2876
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

2 (5) 農業用ため池に安全施設を設置したい

農業用ため池での水難事故を防止するため、侵入防止や転落防止等の各種安全対策への取り組みを支援します。

1 農業水利施設危機管理対策事業

- (1) 事業内容：農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

- (1) 事業内容：防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備
※ 防災重点農業用ため池限定
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- (1) 事業内容：築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備
※ 農業用ため池限定
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：長寿命化・防災減災計画と策定していること。
以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
 - ② 1 地区当たりの受益農業従事者数が 2 者以上であること。
 - ③ 1 地区当たりの工期が原則 3 か年以内であること。

4 豊かなふる里保全整備事業

- (1) 事業内容：国庫補助事業を補完しながら実施する農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤の整備及び調査計画
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：総事業費が 1,500 千円以上 50,000 千円未満であること。
整備事業費は 1,500 千円以上で 3 か年以内。

5 緊急自然災害防止対策事業債

- (1) 事業内容：災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的とした農業水利施設（安全対策施設を含む）の整備
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：国庫補助の要件を満たさない事業で、総事業費が 200 万円未満であること。

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

1 農業水利危機管理対策事業、

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 に関する事

・ 宮城県農政部農村防災対策室 ため池対策班

e-mail:noubout@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2703

4 豊かなふる里保全整備事業 に関する事

・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

e-mail:nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2874

5 緊急自然災害防止対策事業債 に関する事

・ 宮城県農政部農村整備課 水利施設保全班

e-mail:nousonseis@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2876

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階（農山漁村なりわい課）

11 階（農村整備課、農村防災対策室）

・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

２（６） 農地を借りるなどして規模拡大したい

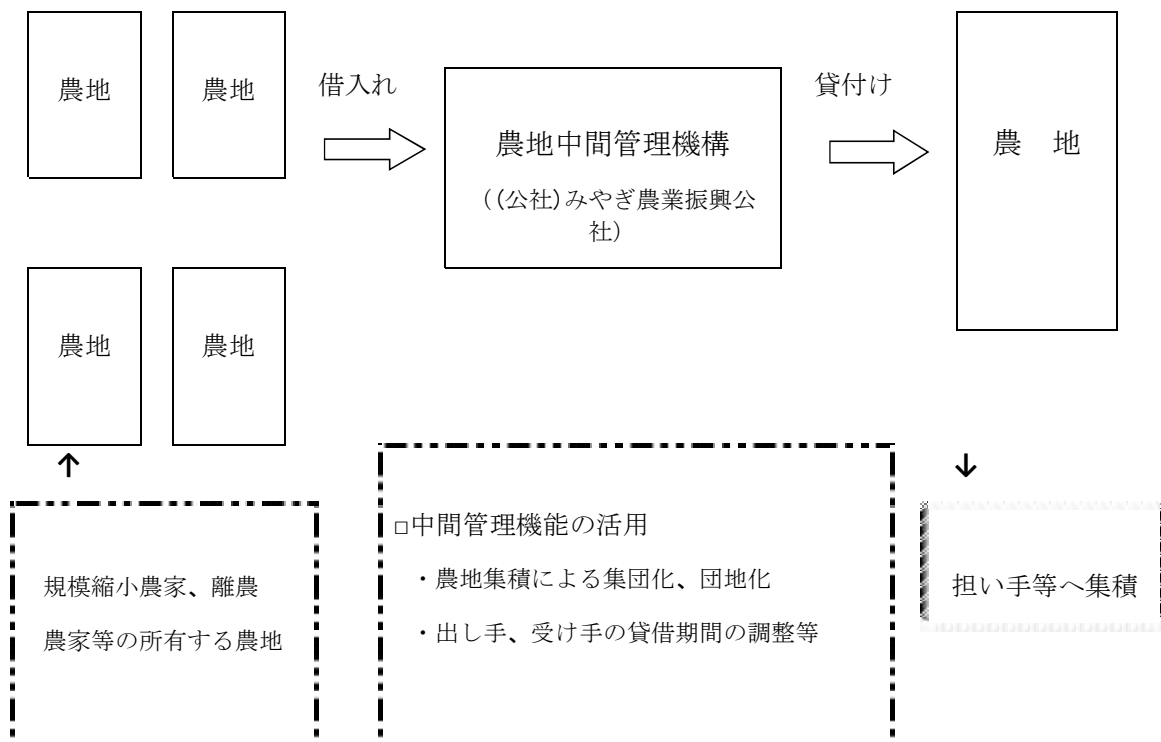
農業生産の相当部分を効率的で安定的な経営体が担う農業構造を確立するためには、担い手への一層の農用地の利用集積が必要であり、種々支援策を用意しています。

農地を借りる（買う）場合

○農地中間管理機構による支援（農地中間管理事業）

農業経営の規模拡大や農地の集団化を促進するため、農地中間管理機構である（公社）みやぎ農業振興公社が、離農農家や規模縮小農家等から農地を借入れし、当該農地を担い手農家に貸付けします。詳しくは、（公社）みやぎ農業振興公社にお問い合わせください。

〔農地中間管理事業の仕組み〕



お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail : nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2835
- ・（公社）みやぎ農業振興公社担い手育成部農地集積班
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階 電話 : 022-275-9192

2（7） 農作物を鳥獣被害から守りたい

イノシシやシカなどの鳥獣被害から農地をまもるため、次のような事業を実施しています。

鳥獣被害防止総合対策交付金

1 事業内容	近年増加している鳥獣被害を防止するために、捕獲活動経費や罠などの捕獲機材の導入経費、研修の経費、侵入防止柵の整備、捕獲した鳥獣の処理施設の整備などに対して交付金を交付する。
2 採択要件	・ 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定した鳥獣被害防止計画に沿って被害防止に取り組む地域協議会等が事業計画等を申請し活動を行うこと。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2874
- ・ 各地方振興事務所 農業振興部

3 (1) 野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を始めたい、規模拡大を図りたい

農業・林産物生産者や生産者の組織する団体（任意組織、法人、ＪＡ等）が園芸作物・特用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合、支援しています。

○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
・ 農業協同組合 ・ 全農宮城県本部 ・ 農業法人 ・ 特定農業団体 ・ 農協園芸特産関係部会 ・ 任意組合（３戸以上）	【事業対象品目】 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目 【事業内容】 生産の低コスト化及び高付加価値化並びに契約取引の推進等により、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械等の整備 【補助対象】 ① 栽培用施設・附帯設備、育苗施設・機械 ② 省エネルギー化機械・装置 ③ 低コスト化機械・装置 ④ 高品質安定生産機械・装置 ⑤ 農産物被害防止機械・装置 ⑥ 選別・調整、加工用機械・装置 ⑦ その他園芸振興において特に必要な機械 ⑧ 園芸施設の高温対策のための機械・装置・遮光資材 ⑨ 産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 （ただし、①～⑧と併せて実施するものに限る）	補助対象事業費の1/3以内 （補助金が500千円以上の事業が対象）

○みやぎの施設園芸ネクストステージ事業（園芸推進課）

（１）園芸ＤＸハウス整備型

事業実施主体	内 容	補助率
１．県内に本店を有する農業法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人） ２．県内に拠点を置く農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、特定農業団体、その他農業者の組織する団体）	【事業内容】 効率的で生産性が高く、売上額や収益向上が期待できる園芸ＤＸ技術を有する施設の整備 【主な事業要件】 １．下記園芸ＤＸ技術のうち、①を必須とし、かつ②～⑩のいずれか１つ以上の技術を有する施設及び機械等の整備または取得 ２．下記園芸ＤＸ技術のうち、①を必須とし、かつ②から⑩までのいずれか１つ以上の技術を有し、個人に貸し付けることを目的とした施設の整備 ・事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね 3,000 万円以上であること。 【計画採択要件等】 ・以下のいずれかを満たす計画を作成し、計画実施後、目標年次（最長３年後）までにそのことを満たすこと。 イ．年間売上額が補助額の 50%以上（千円未満切り捨て）増加 ロ．単位面積当たりの収量が 10%以上向上 ハ．本事業で整備する施設及び機械等が関連する工程の作業時間が 20%以上削減	補助対象経費の 1／2 以内 補助金上限額 35,000 千円

（２）園芸ＤＸ機器整備型

事業実施主体	内 容	補助率
県内に本店を有する農業法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人）	【事業内容】 効率的で生産性が高く、売上額や収益向上、作業時間や生産コスト縮減が期待できる園芸ＤＸ技術を有する機械等の取得 【主な事業要件】 ・下記園芸ＤＸ技術のうち、①～⑩のいずれか１つ以上の技術を有する機械等の	補助対象経費の 1／2 以内 補助金上限額 10,000 千円

	取得 ・ 事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね 200 万円以上であること。 【計画採択要件等】 ・ 上記（園芸DXハウス整備型）に同じ	
--	---	--

【園芸DX技術】

- ① 高度環境制御（遠隔操作可能なものに限る） ②ロボット防除 ③ロボット収穫
- ④AGV（無人搬送車） ⑤AIによるスマート選果 ⑥多点計測センサー
- ⑦培地重量センサー ⑧CO₂濃度施用 ⑨日射比例灌水
- ⑩その他、園芸DXに資する技術

○大規模園芸経営体育成事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等であり、大規模園芸経営体育成事業実施計画を作成し、知事の認定を受けたもの。 * 農業法人等とは、会社法で定められた株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農業協同組合法で定められた農事組合法人及び認定農業者を指す。	【事業実施計画の要件】 ①事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。 ②事業導入後、目標年次（3期後）の年間販売金額（売上高）が3千万円増加しかつ1億円を上回ることが見込まれること ③雇用者が1名以上増加すること。 ④事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）に掲げる重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）とする。 ※事業要件は、要綱改訂等により変更になる場合がある。 【補助対象事業の内容】 ①補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体事業実施計画の達成に必要な先進的技術を有する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。 ②採択予定件数：2件程度	補助対象経費の1/2以内、補助金限度額60,000千円

○山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金）（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
・市町村が適当と認める団体	【事業内容】 きのこ等特用林産物の生産販売に必要な施設機械等の整備や新規商品開発及び講習会など技術の習得 【補助対象】 ①基盤整備（栽培地・作業道） ②生産・加工流通施設整備 ③新規加工品開発 ④パッケージデザイン開発 ⑤新商品の生産（原材料費を除く） ⑥技術の習得 ⑦GAP 認証の取得	補助対象事業費の1/3以内

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
中核森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等	【事業内容】 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。 【補助対象】 特用林産振興施設等の整備 【主な事業要件】 ・ 1 事業費はおおむね 300 万円以上であること。 ・ 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性、生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上であること。 ・ 特用林産物の生産資材等に木材若しくは竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産加工流通施設の整備の場合、5 年以上の期間、地域の木材を年間おおむね 100 m³（竹材はおおむね 30t）以上利用する木材安定取引協定を締結すること。	補助対象事業費の 1/2 以内

○はたけまるごと活用産地形成事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
・ 生産者、流通業者、実需者、関係機関で構成されるグループ ・ 上記グループの構成組織（※） ※農業法人、3 戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者（みなし大企業を除く）	【事業内容】 地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高い露地園芸産地を形成するための施設、機械の整備・導入の支援。 ○体制整備費：「はたけまるごと活用産地形成計画」に基づき、グループの各構成機関等が施設、機械を整備・導入する導入経費 【主な事業要件】 ・ グループ及びその構成機関が取り組む、最長 2 か年分の「はたけまるごと活用	○体制整備費： 補助対象事業費の 1/2 以内 （補助上限額 30, 000 千円以内

	産地形成計画」の認定（※）を受けること。 ※計画認定要件 ・計画実施後、目標年次（最長３年後）までに生産量及び販売額が基準年度比110%以上かつ1,000万円以上増加すること。 ・事業期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。 ・目標年度における農業生産の収益（販売金額から人件費や機械代を含む経費を差し引いたもの。但し、交付金等、販売以外で得られる収入は含まない）が、①基準年度と比較して110%以上であり、かつ、②10aあたり概ね30,000円を超える計画であること。ただし、基準年度において、既に上記②を達成している場合は、①のみ達成する計画であること。	
--	---	--

○強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕
(園芸推進課)

事業目的	内 容	補助率
産地競争力の強化	消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備（野菜・果樹・花き） ※総事業費が50,000千円以上のもの。 ※メニューごとに定められた要件を満たすこと。	補助対象事業費の1/2以内

※ なお、強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕は、水稻・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。

※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

○産地発展促進事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容
宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織及びその他の営農集団 (事業内容の③のみ農業法人も対象)	みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目等（園芸品目に限る）の産地発展のために必要な機械・施設の整備や体制整備の取組、面積拡大等に必要な種苗導入等に要する経費を補助するもの。 ①整備事業 装置、機械及び施設等の導入経費 補助率：1/2以内 補助上限：6,000千円 ②推進事業 ①と併せて実施する体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費 補助率：定額 補助上限：500千円 ③種苗費支援事業 補助率：1/3以内 補助上限：1生産者・1品目当たり500千円 ※園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目（畑わさび等）は対象とする。

	※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象。
--	--

○水田活用による園芸作物拡大・定着促進事業（みやぎ米推進課）

（１）作付転換支援

事業実施主体 取組主体	内 容
【事業実施主体】 地域農業再生協議会 又は市町村 【取組主体】 農業者、農業法人、集 落営農組織	【事業内容】 主食用米から園芸作物への転換拡大に取り組む農業者 等を対象に、転換拡大した面積に応じて補助。 【対象作物】 水田に基幹作として作付され、出荷・販売される園芸 作物 【補助額】 5,000 円以内／10a

（２）排水対策機械等導入支援

事業実施主体	内 容	補助率
農業者、農業法人、 集落営農組織	主食用米から園芸作物への転換拡大に 取り組む農業者等を対象に、排水対策に 必要な作業機械等の導入経費の一部を補 助。	補助対象経費の 1／2 以内 補助金上限額 1,000 千円

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーＬ資金、経営体育成強化資金）

（詳しくは「９ 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部	園芸推進課	調整班	e-mail:engei-chosei@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2224
		園芸振興班	e-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2843
		先進的園芸推進班	e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2723
		流通ビジネス班	e-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2337
	みやぎ米推進課	水田農業班	e-mail:miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2842
・宮城県水産林政部	林業振興課	企画推進班	e-mail:rinsins@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2911

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10、12 階

・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

3 (2) 水稻の直播栽培を行いたい

.....

水稻直播栽培を行う農家の方を支援します。

技術指導については、お近くの農業改良普及センターにお問い合わせください。

.....

事業名	内 容	事業主体	補助額
大規模水稻直播栽培団地育成事業 (市町村振興総合補助金)	5 ha 以上の水稻直播栽培（主食用）に取り組む農業者又は生産組織等に対する栽培安定化に向けた技術対策等の支援	市町村、農協、農業者等	10a 当たり 2,000 円 以内
みやぎの水田農業改革支援事業 (市町村振興総合補助金)	○共同利用機械整備（稲態様転作）タイプ 飼料用米など、稲態様転作の効率的な生産を図るため、 <u>水稻直播栽培に使用する機器を含めた栽培管理用機械、乾燥・調整用機械等の導入（品質分析機器を含む）支援</u>	農協、営農集団、農地所有適格法人等	1/3 もしくは 4/10 以内

◎関連する融資制度

農業近代化資金（1号、2号資金）、農業改良資金
（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部 みやぎ米推進課 生産販売班

e-mail : miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

電話 : 022-211-2841

水田農業班

e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp

電話 : 022-211-2842

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁 10 階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

3 (3) 水田で、麦・大豆・飼料作物等を栽培したい

農家の皆さんが水田で麦・大豆・飼料作物等の本格的な栽培をするとき、条件整備に対する支援をします。

事業名	内 容	事業主体	補助率
みやぎの水田 農業改革支援 事業 (市町村振興 総合補助金)	○共同利用機械・施設整備(転作物) タイプ 麦・大豆・飼料作物及び新規需要 米等の効率的な生産を図るため、対 象作物の栽培管理用機械や乾燥調製 施設等の導入支援	農協、営農集団、 農地所有適格法人 等	1/3 もしくは 4/10 以内
強い農業づく り総合支援交 付金[産地基 幹施設等支援 タイプ] (産地競争力 の強化)	麦・大豆の生産性を飛躍的に向上 させるため、乾燥調製貯蔵施設を拠 点とした品質管理の強化等を推進す る取組に必要な施設等の導入支援 ----- 自給飼料生産拡大を図るために必 要な施設等の導入支援	農業者の組織する 団体、事業協同組 合等	1/2 以内
産地生産基盤 パワーアップ 事業のうち国 産シェア拡大 事業 麦・大 豆生産・加工 施設整備対策	国産麦・大豆の供給量や品質を安 定化させ、利用を拡大させるため に、生産者と実需者が連携して行う 生産基盤の強化や利用拡大に資する 取組を支援	農業者の組織する 団体等	1/2 以内

◎関連する融資制度

農業近代化資金(1号、2号資金)、農業改良資金
(詳しくは「9 資金」をご覧ください。)

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部	みやぎ米推進課	水田農業班	e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2842
		生産販売班	e-mail : miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2841
	畜産課	草地飼料班	e-mail : tikusangf@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2852

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階、11階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部(「11 相談窓口」を参照)

3 (4) 畜産経営の規模を拡大したい

規模拡大に必要な草地等自給飼料基盤の整備、畜舎施設の整備等に対して支援します。また、繁殖和牛等の導入等に対して農業協同組合等を通じて助成します。

1 施設等を整備するには

1 事業名	草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備型)
2 事業内容	飼料自給率の向上を図り、担い手への土地利用集積と畜産主産地を形成するための総合的整備。補助率：国50%以内。
3 採択要件	【飼料基盤集積整備事業】 ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ること ・事業完了時に受益草地面積に占める担い手の飼料生産基盤面積が一定以上 【再編整備事業】 ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・事業参加者が10人以上 ・家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で2千頭以上(事業完了時3千頭以上) ・事業完了後、担い手の畜産物生産が1/2以上 【水田地帯等担い手育成整備事業】 ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する市町村計画が作成されている(される)市町村の区域にあること ・事業参加者が10人以上 ・事業完了後において酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%以上を占めること ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・事業完了後の牛飼養頭数(成牛換算)が現況に比して100頭以上増頭すること

1 事業名	県産飼料増産プロジェクト推進事業
2 事業実施主体	農業法人、畜産農家等
3 事業内容と補助率	飼料生産面積を拡大する農業法人等に対する支援 ・補助額：前年より拡大した面積 10a あたり 13,000 円以内 ・対象飼料作物：粗飼料（牧草、青刈リトウモロコシ、WCS 用稲など、県が指定する飼料作物奨励品種） ・事業要件：①畜産農家等と 3 年以上の供給契約を締結 ②前年度より飼料生産面積を拡大・維持 畜産農家とのマッチングに資する飼料の分析に係る経費への支援 ・補助額：飼料分析 1 点あたり上限 9,500 円以内 畜産農家が牧草地改良のために必要な資材購入経費等への支援 ・補助額：1/2 以内 10a あたり上限 13,000 円以内 ・対象：草地の更新に必要な牧草種子及び肥料等の購入経費 ・事業要件：①永年牧草種子による草地更新 ②県が指定する奨励品種を播種

1 事業名	強い農業づくり総合支援交付金
2 事業実施主体	農協、営農集団等
3 事業内容と補助率	畜産物共同利用施設の整備 家畜飼養管理施設（共同利用畜舎等） 家畜排せつ物処理利用施設（共同利用堆肥舎等） 飼料作物関連施設（共同利用飼料調整施設等） 事業費の 1/2 以内

1 事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
2 事業実施主体	畜産クラスター協議会
3 事業内容と補助率	協議会が地域畜産の収益性向上を目的として策定した計画（畜産クラスター計画）の実現のために必要な施設整備や飼料作物生産機械の導入などに対する支援 事業要件 事業参画者：クラスター計画において中心的経営体に位置づけられた畜産経営体等。 事業内容：クラスター計画の内容に合致したものであること。 補助率：事業費の 1/2 以内（上限あり）

2 家畜を増やすには

1 事業名	家畜導入事業
2 事業実施主体及び受益者	県内8市町※（事業主体） 和牛繁殖農家（受益者） ※大和町、大崎市、色麻町、涌谷町、栗原市、登米市、南三陸町、石巻市
3 事業内容（導入1頭当たり）	肉用育成雌牛（5年間無利子貸付） 肉用成雌牛（3年間無利子貸付）

1 事業名	肉用牛経営安定対策補完事業 （遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保）
2 事業実施主体及び受益者	事業主体：農業協同組合 （事業参加者：和牛繁殖農家）
3 事業内容（導入1頭当たり）	6万円/頭又は9万円/頭 要件：農協等からの預託牛であること。

3 若い家畜に更新するには

1 事業名	優良繁殖雌牛更新加速化事業（肉用牛）【畜産クラスター事業】
2 事業実施主体及び取組主体	事業実施主体：（一社）全国肉用牛振興基金協会 取組主体：畜産クラスター協議会の構成員である県域団体等 （事業参加者：生産者）
3 事業内容（更新1頭当たり）	満10歳以上の高齢繁殖雌牛の更新 10万円/頭又は15万円/頭

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・経営体育成強化資金）、農業近代化資金（3号）など（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課	企画管理班	e-mail:tikusanpm@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2851
	草地飼料班	e-mail:tikusangf@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2852
	生産振興班	e-mail:tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2853

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階

3（５）食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい

東日本大震災で甚大な被害を受けた中小製造業者の事業再開・継続を支援するために、生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

東日本大震災で被害を受けた中小製造業者等から構成される「中小企業者等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助します。

1 申請ができる中小企業者等グループの要件

構成員の事務所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

※事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限る。

- (1) サプライチェーン型
- (2) 経済・雇用効果大型
- (3) 地域に重要な企業集積型
- (4) 水産（食品）加工業型
- (5) 商店街型（※所在市町の同意が必要）

2 補助の対象となる経費

中小企業者等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊又は滅失等により継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の「施設及び設備の復旧・整備」及び「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費であって、知事が補助の対象としたもの。

3 補助率等

補助事業に要する経費の3／4以内（対象経費に消費税分は含みません）

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2812

3（6）農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備を行いたい

地域の中核となる担い手等（重大な気象災害による被災農業者を含む※）に対し、農業用機械等の導入を支援します。また、中小規模の養豚・採卵養鶏生産者に対して、畜産の労働生産性向上のためのIoT・ICT等の設備導入を支援します。

農地利用効率化等支援交付金

（融資主体支援タイプ、地域農業構造転換支援タイプなど）

○事業の構成

① 融資主体支援タイプ

地域計画のうち目標地図に位置付けられたもの等が、金融機関からの融資を活用して、農業用機械や施設の導入等を行う場合の経費を支援する事業です。

・補助率

以下の1)～3)のうち最も低い額。1) 対象経費の3/10以内、2) 融資額、3) 事業費から融資額及び地方公共団体等による助成額を引いたもの300万円上限。※目標地図に位置付けられたものであって目標年度の経営面積が基準以上となる場合は600万円。

② 地域農業構造転換支援タイプ

地域計画のうち目標地図に位置付けられたもの等が、農地引受力の向上等を目的として行う、農業用機械や施設の導入や、農業用機械のリースによる導入を行う場合の経費を支援する事業です。

・補助率

購入：以下の1)～2)のうち低い額。1) 対象経費の3/10以内、2) 事業費から地方公共団体等による助成額を引いたもの

リース：リース物件購入価格の3/7

1,500万円上限

③ 条件不利地域支援タイプ

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業です。

・補助率

整備内容の1/2以内（農業用機械は1/3）。

4,000万円上限

④ 被災農業者支援タイプ（※国が災害対策を実施する場合のみ支援）

重大な気象災害による農業被害を受けた経営体が、農業経営の安定化を図るため、農産物の生産に必要な施設等の復旧・再開等を行う場合の経費を緊急的に支援する事業です。

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業

○採卵養鶏・養豚 ICT・IoT 等技術導入支援メニュー

- ・生産性向上や省力化を目的とした ICT・IoT 等の先端技術の生産現場への導入経費を補助します。

対 象：県内を拠点とする養豚 1 万頭未満、採卵成鶏 20 万羽未満の事業者

補助率：1/2

- | | | |
|----------------|------|----------|
| ① ネット環境セットメニュー | 補助上限 | 5,600 千円 |
| ② 機器単独メニュー | 補助上限 | 2,800 千円 |
| ③ 暑熱対策メニュー | 補助上限 | 2,000 千円 |

採卵養鶏・養豚 ICT 等技術導入支援メニュー	
補助対象経費 ・機器等購入費 ・設置費 ・運搬料 ・宅配・郵送料 ・システム設定費 ・システム構築費 ・システム構築に係る旅費・謝金 ・農場内の運用環境整備に係る旅費・謝金 ・(①のメニューのみ) ネット環境整備費(対象機器等の購入に付帯して施工される場合)	補助対象機器等 ①環境モニタリングシステム ②畜舎環境制御システム ③畜産設備機器等連携システム(ダッシュボードシステム等) ④経営管理支援システム ⑤飼料タンク残量管理システム ⑥個体管理機械装置(体重等自動測定カメラ等) ⑦デジタル超音波画像診断装置 ⑧異常卵検査装置 ⑨ひび卵検査装置
	対象畜種 共通 ①環境モニタリングシステム 共通 ②畜舎環境制御システム 共通 ③畜産設備機器等連携システム(ダッシュボードシステム等) 共通 ④経営管理支援システム 共通 ⑤飼料タンク残量管理システム 豚 ⑥個体管理機械装置(体重等自動測定カメラ等) 豚 ⑦デジタル超音波画像診断装置 鶏 ⑧異常卵検査装置 鶏 ⑨ひび卵検査装置

ICT 化等機械装置等導入事業(畜産 ICT 事業)

- ・酪農・肉用牛経営の生産性向上を図るため、ICT 等の新技術を活用した省力化・生産性向上につながる機械装置の導入を支援します。

事業実施主体：畜産 ICT 応援会議

事業参加者：畜産 ICT 応援会議に所属する、畜産 ICT 化応援計画に位置づけられた酪農・肉用牛経営体

補助率：事業費の 1/2 以内

酪農経営支援総合対策事業(酪農労働省力化対策事業)(楽酪 GO 事業)

- ・酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援します。

事業実施主体：楽酪応援会議

事業参加者：楽酪応援会議に所属する、労働負担軽減経営体として位置づけられた酪農家

補助率：事業費の 1/2 以内

酪農暑熱対策推進事業

- ・乳牛舎の暑熱対策として、インバーター付き送風ファンやミスト設備等の設置や牛舎屋根等への遮熱塗料施工などに要する経費を補助します。

事業実施主体：農業協同組合、酪農農業協同組合、農業協同組合連合会等

事業参加者：事業実施主体が認める酪農経営の担い手

補助率：1／3（補助上限50万円）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail : nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2833
- ・各地方振興事務所農業振興部
- ・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階 電話 : 022-211-2853

4 (1) 農業に関する最新の試験研究成果を学びたい

農業に関する最新の県の試験研究成果は、各試験研究機関が開催する研究成果報告会などで知ることができるほか、普及に移す技術や研究情報のトピックスといった情報をホームページでご覧いただけます。

○農業関係試験研究全般の情報

- ・宮城県農業・園芸総合研究所（企画調整部）
〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺 1 電話：022-383-8118
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/

○各分野別の技術情報

- ・水稻、麦、大豆等について
宮城県古川農業試験場
〒989-6227 大崎市古川大崎字富国 88 電話：0229-26-5100（代表）
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hk-nousi/
- ・野菜、花き、果樹等について
宮城県農業・園芸総合研究所
〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺 1 電話：022-383-8118（企画調整部）
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/
- ・畜産、草地飼料について
宮城県畜産試験場
〒989-6445 大崎市岩出山南沢字樋渡 1 電話：0229-72-3101（草地飼料部）
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課普及支援班 e-mail：nosins@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2837
- ・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階 電話：022-211-2853

4 (2) 農業に関する出前講座を受けたい

.....

県民の皆様からの実施希望に基づき、皆様が主催する集会・会合等に県職員が出向き、県の施策等についてご説明します。

.....

1. 対象・申込み方法

地域団体、企業などの民間団体や市町村などの公的団体が主催する概ね20人以上の集会・会合が対象です。開催希望日の3か月前から3週間前までに、みやぎ電子申請サービスからお申込みいただくか、申込書を郵送・Eメール・FAXのいずれかの方法で、講座担当課にお申込ください。

2. 実施日時

平日は午前10時～午後8時、土日・祝日は午前10時～午後5時まで。

ただし、業務の都合によりご希望に沿えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※平日夜間・土日・祝日をご希望の場合は、事前に各申込先にご相談ください。

3. 料金・会場

職員の派遣費用と資料代は無料です。ただし、資料に有料頒布のものを使用する場合は実費がかかります。

会場使用料はお申込み団体の負担となります。

4. 実施までの流れ

- (1) 講座メニューを選ぶ
- (2) 講座担当課に申込み
- (3) 講座担当課からお申込団体へご連絡（日程・内容等の打ち合わせ）
- (4) 実施決定通知
- (5) 出前講座の実施

5. メニュー

農業に関して様々なメニューを用意しています。

最新の情報は、広報課ホームページをご覧ください。

広報課ホームページ「みやぎ出前講座」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/demae.html>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県総務部広報課調整班 e-mail: kohokt@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁3階 電話: 022-211-2285

※メニューの内容等については、講座担当課に直接ご相談ください。

4 (3) 県種雄牛・種雄豚の精液を購入したい

.....
宮城県畜産試験場では、種雄牛・種雄豚の精液配布を行っています。
.....

○種雄牛について

宮城県畜産試験場では黒毛和種種雄牛の検定を実施し、肉質・増体に優れた種雄牛の選抜を行っています（右表）。

精液の配布（購入）については、（一社）宮城県畜産協会（電話：022-298-8476）にお問い合わせください。

R7.4 現在

No.	名 号	生年月日	血 統			
			父（産地）		母の父（産地）	
1	しげふくひき 茂福久	H24.12.25	茂 洋	（宮城）	安福久	（栃木）
2	かつみざくら 勝美桜 1	H28.02.14	勝 洋	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）
3	やすゆりさち 安百合幸	H28.06.15	百合茂	（鹿児島）	安福久	（栃木）
4	かつひでよし 勝秀好	H27.08.22	好平茂	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）
5	あきみつしげ 昭光茂	H29.03.24	好平茂	（宮城）	百合茂	（鹿児島）
6	えりなみ 絵里波	H30.04.20	洋糸波	（宮城）	百合茂	（鹿児島）
7	かつしげざくら 勝茂桜	H29.11.20	勝早桜 5	（北海道）	茂 洋	（宮城）
8	ゆりひろ 百合博	H30.12.25	茂洋美	（宮城）	百合茂	（鹿児島）
9	たかいとなみ 孝糸波	R01.05.22	洋糸波	（宮城）	百合茂	（鹿児島）
10	しげかつひき 茂勝久	R01.06.05	茂福久	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）

県有種雄牛の詳細については畜産試験場ホームページ
（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/>）をご覧ください。下記にお問い合わせください。

○種雄豚について

配布している種畜はデュロック種（しもふりレッド）で原則毎週月曜日と木曜日に精液の採取を行っています。精液譲受申請書に必要な事項を記入し、畜産試験場に提出してください。

採精状況によりますが、採取日午前9時までに畜産試験場にFAXで連絡いただければ、宅配便にて翌日の午前中に届くよう配送します。（送料着払い）

精液の譲渡後、畜産試験場から1か月分の譲渡料金の通知がありますので支払いを行ってください。



（写真：しもふりレッド）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県畜産試験場 e-mail: tikusans@pref.miyagi.lg.jp
 - ・種雄牛担当：宮城県畜産試験場酪農肉牛部
 - ・種雄豚担当：宮城県畜産試験場種豚家きん部
- 〒989-6445 大崎市岩出山南沢字樋渡 1 番地 電話：0229-72-3101（代）
FAX：0229-72-2326

4（４） 食品加工技術などに関する 技術的な支援や試験研究について知りたい

産業技術総合センターでは、地域企業等の皆様を対象とした食品に関する技術相談や技術提供サービスをはじめとする様々な技術支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

産業技術総合センターによる支援

- 1 食品加工に関する相談を随時お受けします。
- 2 食材や製品の栄養成分や品質の評価をお手伝いします。
- 3 食品加工・品質評価関連の機器及び施設の開放を行っています。
- 4 センター技術者の派遣や企業等の技術者の受け入れにより、食品加工に関する技術的な課題解決のお手伝いをします。
- 5 商品の企画・開発手法、マーケティングなど実務に直結する研修を実施します。また、ご要望により個別テーマ毎の研修も受け入れます。
- 6 センターのホームページなどにより、随時関連する情報を提供しています。
<https://www.mit.pref.miyagi.jp/>

○産業技術総合センターの食品関連の研究開発内容

産業技術総合センターでは、先進的技術や新素材の地域企業への展開を進めるため、研究開発に取り組んでいます。

主な研究開発の内容は以下のとおりです。

- ① **清酒酵母「吟醸用宮城酵母」泡無し株の開発**
県産清酒の多様化及び高品質化を目的にした宮城県独自の清酒用酵母の開発
- ② **県特産品及び県育成新品種の特性評価と利用拡大に向けた検討**
新たな県特産品としてのサツマイモや、県育成新イチゴ品種の利用拡大に向けた加工特性の把握と課題の洗い出し

お問い合わせ・相談窓口

・ 宮城県産業技術総合センター相談窓口 e-mail : soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目2番地 電話 : 022-377-8700

5 (1) みどり認定を取得したい

.....
環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が、「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、知事の認定を受けることで、各種優遇を受けることができます。
.....

環境負荷低減事業活動実施計画等の認定（「みどり認定」）

○支援対象者

環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者

※認定を受ける際は、所定の様式により実施計画を作成するとともに、事業活動場所を管轄する地方振興事務所長等に認定の申請を行います。

詳細については、宮城県ウェブサイトをご覧ください。下記にお問い合わせ下さい。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/midorikihonkeikaku.html>)

○環境負荷低減事業活動の具体的な内容

(1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ・ 農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替
- ・ 施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入及び適温管理に向けた高度環境制御機器や保温資材等の導入
- ・ 水田作におけるメタン発生抑制を目的とした秋耕の実施や適切な中干しの推進 等

(3) その他

- ・ 土壌を使用しない栽培技術において、化学肥料・化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入 等

※「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」に規定されています。

◎認定のメリット

1. 設備投資の際の所得税・法人税の優遇
2. 農業改良資金の無利子融資・償還期間延長
3. さまざまな国庫補助金の採択の優遇

お問い合わせ・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農業政策室企画班 e-mail : noseise-k@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2963
- ・ 各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部 (「11 相談窓口」を参照)

５（２）「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」 の認証を受けたい

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」は、農薬や化学肥料などを県の慣行基準の５割以下に節減して生産された農産物を県が認証するもので、消費者に対し信頼性の高い農産物を供給していく制度です。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

○特別栽培農産物とは？

農薬や化学肥料（窒素成分）を地域の慣行基準と比べ５割以下に減らして生産した農産物です。県では、計 60 品目の農産物について慣行基準を定めています。

○対象農産物

本県において生産される米、麦類、豆類、茶等乾燥調製した農産物と野菜及び果樹が対象となります（加工品は除く）。

○認証の区分

農薬や化学肥料を慣行基準の５割以下に節減する節減栽培と、全く使用しない不使用栽培の組合せで４つの認証区分を設けています。

- ①農薬・化学肥料不使用栽培農産物
- ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
- ③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物
- ④農薬・化学肥料節減栽培農産物

○申請について

本制度の認証を受ける場合は、まず、認証申請を行う必要があります。また、作物や栽培時期によって申請の受付期間が異なりますので注意してください。詳細については、みやぎ米推進課ホームページ

（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>）を御覧いただくか、下記にお問い合わせください。

◇注意！ 「有機農産物」、「有機栽培」、「オーガニック」と表示したい方は

本制度で農薬・化学肥料不使用栽培農産物の認証を受けても、「有機農産物」、「オーガニック」等の表示はできません。

JAS法に基づく手続きが必要となりますので、詳しくは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）仙台センター（仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎 電話：050-3797-1890）にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

5（３） 有機農業に関する相談をしたい

「有機 JAS 認証を取得したい」、「有機農業を始めたい」など、有機農業に関する御相談に応じています。

有機農業に関する相談窓口を宮城県庁みやぎ米推進課に設置しています。有機農業に関する御相談がありましたら、下記により御連絡ください。

1 相談方法

御相談を希望される方は、次のいずれかの方法で問い合わせください。

相談方法	受付時間	内容
電子メール	24 時間受付	電子メールによる御相談を希望される方は、下記の Web ページ内に掲載されたお問い合わせフォームより御相談ください。電子メールに対する返信は、原則 5 営業日以内に行います。
電話	8 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 15 分	電話による御相談を希望される場合は、次の電話番号へ御連絡ください。担当者不在の場合は、別途御案内さしあげます。 電話番号：022-211-2845 (農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班)
対面	10 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 00 分 (事前予約制)	対面による御相談は事前予約制です。希望される方は、下記の Web ページ内に掲載されたお問い合わせフォームまたは電話にて御予約ください。相談場所は、宮城県庁内となります。

※いずれの場合も、受付は土日祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日は除きます。予め御了承ください。

宮城県ホームページ 「宮城県有機農業相談窓口」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/yuki-consultation.html>

2 相談内容

相談窓口では、次の内容について御相談に応じます。

- (1) 有機 JAS 認証の取得に関すること。
- (2) 有機農業の新規取組に関すること。
- (3) その他有機農業の取組に関すること。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2845

5（４） 環境保全型農業への支援策について知りたい

国が実施する環境保全型農業直接支払交付金と連動し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する環境保全型農業の取組を支援します。

環境保全型農業直接支援対策

○支援対象者

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者２名以上が組織する団体等が支援の対象となります。

1. 対象作物について販売を目的として生産を行っていること。
2. 環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックしていること。

○事業要件

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動として掲げられた 12 の活動のうち、いずれか 1 つ以上を実践する必要があります。

○支援の対象となる取組と支援の水準

支援の対象となる取組は、当年度中に完了できる等、一定条件を満たす地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。

1. 国際水準の有機農業の取組（化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組）
2. 化学肥料、化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組。

①堆肥の施用 ②緑肥の施用 ③総合防除 ④炭の投入

○支援の水準（基本的な支援単価の上限）

1. 飼料用米以外の作物 14,000 円/10a

（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000 円を加算）

飼料用米 3,000 円/10a

2. ①3,600 円/10a（水稻以外の作物で稲わら堆肥以外の堆肥を施用する場合は、2,700 円/10a）

②5,000 円/10a

③飼料用米以外の作物 4,000 円/10a

飼料用米 2,000 円/10a

④5,000 円/10a

※国、県、市町村の予算状況により、支援単価が変動する場合がありますので、あらかじめ御承知願います。

○申請期間

申請期限は 6 月末日です（原則として対象活動が開始される前までに事業計画を提出）。
取組を行うほ場がある市町村へ申請書等を提出してください。

詳細については、下記または、東北農政局生産部生産技術環境課（仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6214）か市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail：miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11 相談窓口」）を参照

５（５） ＧＡＰ（農林産物）に取り組みたい

県では、「第３期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づき、消費者が求める安全・安心な食料の安定供給に向け、農産物の生産工程管理（ＧＡＰ）の推進に取り組んでいます。農業者がＧＡＰの取組を実施することにより、自らの経営の効率化や農産物の食品としての安全、農作業の安全等の確保を図ることが期待されます。さらに、ＧＡＰの取組により、経験の浅い人でも的確な作業が可能となることから、幅広い人材の活用や人材育成の観点からも有効です。

このため、県では、関係機関・団体と連携して、国際的にも通用するＧＡＰの普及・拡大に向けた取組を推進しています。

ＧＡＰ認証取得推進事業（農林産物）

○ＧＡＰとは？

Good Agricultural Practiceの略（よい農業のやり方＝農業生産工程管理）。農業生産現場において、食品の安全確保などを目的とした適切な農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組です。

また、これら ＧＡＰ の取組が正しく実施されていることを第三者機関が審査し、証明する仕組みを ＧＡＰ 認証といい、GLOBALG. A. P、ASIAGAP、JGAP の３種類が普及しています。

○支援内容

- ・生産者、生産組織リーダー、農協担当者等を対象として ＧＡＰ 研修会を開催します。
- ・ ＧＡＰ 取組意向者、認証取得希望者への現地指導やみやぎ ＧＡＰ 推進アドバイザーの派遣を行います。
- ・みやぎ農場 ＧＡＰ 取組支援制度の点検シートの活用による国際水準 ＧＡＰ の取組のレベルアップを支援します。
- ・林産物の ＧＡＰ 認証の取得支援を行います。

（山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金）

【補助率】補助対象事業費の 1/3 以内

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

【農産物】・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2845
・各農業改良普及センター

【林産物】・宮城県水産林政部林業振興課企画推進班 e-mail: rinsins@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 12 階 電話：022-211-2911
・各地方振興事務所（地域事務所）林業振興部

5（6） 畜産 GAP に取り組みたい

GAP（農業生産工程管理）は必要な関係法令に則して定められる点検項目に沿って農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAP に取り組むことで、従業員の意識改善、作業効率の向上、品質面や販売面での改善等が期待できます。畜産 GAP の認証を取得する場合、認証審査費用等に対する支援があります。

○JGAP 家畜・畜産物の認証

認証の取得を希望する農場は審査・認証機関に審査の申込みを行います。認証を取得するためには基準書「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の“必須項目”に100%適合、“重要項目”に85%適合が条件となります。認証の有効期間は2年間で、認証を継続するためには維持審査と更新審査が必要になります。認証を取得した農場は審査・認証機関により公表されます。

審査・認証機関 公益社団法人中央畜産会、エス・エム・シー株式会社、
鹿児島大学共同獣医学部
認証・審査費用 審査・認証機関にお問い合わせください。
審査項目 農場の管理、家畜衛生、食品安全、アニマルウェルフェア、
人権尊重、労働安全、環境保全に対応した管理点

○農場 HACCP との差分審査について

農場 HACCP 認証農場においては、重複する項目が審査から除外されます。

審査・認証機関 公益社団法人中央畜産会、エス・エム・シー株式会社
認証・審査費用 審査・認証機関にお問い合わせください。

○基準書更改について

版名	公開日	受付
2017	2017/04/01	維持審査のみ受付
2022_1	2022/11/14	2024/07/09 まで初回・更新・維持審査受付
2022_2	2024/01/10	2024/07/10 運用開始

詳細については、畜産課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2853

５（７） 農村の生活環境を整備したい

農村の生活環境を改善し、魅力ある農村づくりを推進するため、次のような事業を実施しています。

農業集落排水施設整備事業

1 事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、または雨水を処理する排水施設の整備 [補助率：国 50%、県(交付金として)1%以内]
2 採択要件	・受益戸数がおおむね 20 戸以上、ただし末端受益は 2 戸以上。 ・既設の施設改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定しており、改築に要する費用が 200 万円以上、かつ、①施設の供用開始後 7 年以上経過している②供用開始後、環境条件の変化が認められることのいずれかを満たすこと。 ・施設の整備改築にあつては、PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討。 《強靱化型（下記のいずれかを満たすもの）》 ・定住人口おおむね 500 人以上。 ・浸水想定区域内のもの。 ・処理区内に防災拠点となりうる公共施設等が存在する。 ・施設の再編・集約

農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）

1 事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 50%、県 14%（農業生産基盤）県 1%（農村生活環境）]
2 採択要件	・農村振興基本計画が策定されていること ・農業振興地域の区域であること

地域用水環境整備事業

1 事業内容	親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、小水力発電施設等の整備 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	・事業計画区域の自然的、社会的、歴史的諸条件から、事業を実施することが適当と認められること ・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること、総事業費が 5 千万円以上

◎関連する融資制度

農業近代化資金（６号）

農林漁業金融公庫資金（振興山村・過疎地域経営改善資金）（詳しくは「９ 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
農村整備課水利施設保全班 e-mail : nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2874
11 階 電話 : 022-211-2862
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

5（8） 多面的機能支払交付金について知りたい

農地・農業用水等の資源は、農村地域における過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、農業者などが共同で行う活動の支援を行っています。

多面的機能支払交付金

1 事業内容	① 農地維持支払 ・水路・農道等の資源の基礎的な保全活動（水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充など）を農業者などが共同で行う活動組織を支援します。 ② 資源向上支払 ・農地・水路・農道等の質的向上を図る活動（施設の軽微な補修、農村環境保全、施設の長寿命化など）を農業者及び地域住民などが共同で行う活動組織を支援します。なお、農地維持支払と併せて取り組む必要があります。 [補助率：国 50%、県 25%]
--------	--



農地維持のための活動



資源向上のための活動

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2866
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部